

ママの質問コラム



もらえるだけじゃない。
払わなくていいお金もあるって
ホント!?



本当よ!

**産休・育休をとっている間は、
社会保険の保険料が免除されるの。**

産休・育休中は、健康保険や厚生年金保険の保険料は免除されて、
保険料は納めたものとして取り扱われるのよ。
ちなみに職場復帰して、時短勤務等でお給料が低くなってしまったときも、
産休・育休前の高い標準報酬月額で将来受け取る年金が計算されるの。
もちろん保険料は、下がったお給料に応じた低い負担に変更されるわよ。
会社で手続きをしてもらってね。

**自営業のあなた!
国民年金保険料も、
産前産後は免除されるわよ。**

国民年金保険料は、出産予定月または出産月の前月から4ヶ月間
(双子以上の場合は出産予定月または出産月の3ヶ月前から6ヶ月間)、免除されるの。
免除期間の保険料は納めたものとして、将来の年金受給額に反映されるわよ。
ただし、自分で必ず手続きしてね(2019年4月より)。

監修 社会保険労務士 山田理香
企画・制作 株式会社キュリオス
〒160-0011 東京都新宿区若葉1丁目22番地ローヤル若葉101号
TEL 03-3341-6558/FAX 03-3341-3345 URL <https://www.curious.co.jp>
イラスト おおたきまりな

コウノトリ子の 子どもを 産むともらえる お金の話



コウノトリ子先生

いくらもらえる?
どうしたらもらえる?
教えて!
トリ子先生!

働いていて
子どもを産んだら
どうなるの?

専業主婦でも
もらえるお金が
あるのかな。

どんな制度が
あるのか、
知らないよ〜。

こちらに記載されている情報は
2021年5月現在のものです。



子どもを産むともらえるお金って、
みんな同じじゃないの？

かなり違うわよ！
大きく分けると2つあるの。



1 みんながもらえるお金(制度) P.2



出産にかかる費用の多くをカバーしてくれるお金
● 出産育児一時金



赤ちゃんの医療費を自治体が補助してくれる制度
● 乳幼児の医療費助成



子どもが中学校を卒業するまで受け取れるお金
● 児童手当

2 健康保険や雇用保険に加入して 働く女性がもらえるお金 P.6

勤務先でこれらに加入している人は、出産や育児で休むときに、
みんながもらえるお金(制度)に加えて収入の保障が受けられるの
(条件を満たしている場合)。



「出産休業中」の生活を支えてくれるお金
● 出産手当金〔健康保険〕



「育児休業中」の生活を支えてくれるお金
● 育児休業給付金〔雇用保険〕



1 みんながもらえるお金(制度)

最初は、みんながもらえるお金について説明するわね。
子どもを産んだばかりのときは
手続きをするのが大変だから、ぜひパパと協力し合ってね。

出産育児
一時金

P.3

乳幼児の
医療費助成

P.4

児童
手当

P.5

次のページから、一つひとつ詳しく説明していくわね。





出産育児一時金

出産にかかる費用の多くをカバーしてくれるお金よ。

出産にかかる費用って
すごく高いから、
こういうお金がもらえると、
安心できるわ。



多胎の場合は、
その人数分もらえるの。
双子なら84万円ね。

入院・分娩費として
子ども1人につき42万円※

※産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産した場合や、22週未満で
出産した場合は、40万4,000円。



乳幼児の医療費助成

赤ちゃんの医療費を自治体が補助してくれる制度よ。

赤ちゃんって、
急な発熱で病院に
かかることが多いから、
すごく助かるわ。



助成される範囲は、
自治体によって違うの。
各自治体のホームページ
で確認してみてね。

赤ちゃんの医療費を
自治体が全額、
または一部を助成



出産育児一時金の受け取り



ほとんどの人が「直接支払制度」というしくみを使っているわ。
これは、産院が出産育児一時金の申請を行ってくれる制度で、直接産院に42万円が
支払われるの。あなたが支払うお金は、42万円を超えた差額分だけ。まとまったお
金を支払わなくていいから、助かるわよね。

「直接支払制度」の手続きの流れ



妊娠中

産院へ
書類を提出。
産院に「直接支払制度」を
利用するための合意書をもら
います。合意書にサインをし
たら、産院に提出します。



産後

一時金を超えたら
差額分を支払う。
入院・分娩費が42万
円を超えた場合、超
えた分を産院に支
払います。

or

一時金を超えなければ、
差額を申請。

入院・分娩費が42万円を超えなかった場合、健康保険に
差額の申請ができます。

出産後（約3ヶ月後）、健康保険から申請書が送られてきます
（国民健康保険の場合は、送られてこないで窓口にて申請）。

医療費助成の手続き



医療費の助成を受けるには、赤ちゃんが健康保険に加入していることが条件。
産まれたらできるだけ早く「健康保険への加入→助成の手続き」をしてちょうだい。
自治体によって手続きが違うから、まずは自分の自治体の方法を確認してみてね。

産後すぐの手続きは大変よ。ぜひ、パパにお願いして！



妊娠中

各自治体の手続き
方法を確認。
自治体のホームページなど
で、乳幼児医療費助成の手
続き方法を確認しておきま
す。



産後

子どもを健康保険
に加入させる。
会社員の方は職場で、自
営業・自由業（国民健康
保険）の方は役所で手
続きをします。



産後

子どもの健康保険証を
持って手続き。
子どもの健康保険証が届
いたら、その他必要なもの
を確認のうえ役所で助成の
手続きを行います。

乳幼児
医療証が
届きます。
※乳幼児医療
証のない自
治体もあり
ます。

トリ子が答える
あなたの
ギモン

Q. 小さな産院で「直接支払制度」が
使えないみたい…。

A. 「受取代理制度」が使えるわよ。

「直接支払制度」への対応が困難な小規模の産院や助産
院などで利用できる制度。健康保険への申請を事前に自分
で行えば、一時金を産院に支払ってくれます。「直接支払制
度」同様、窓口での負担が軽減されます。

Q. 里帰り出産で手続きが
間に合わない！

A. 「産後申請方式」を使って！

入院・分娩費を自分で産院に支払った後、一時金を受け取
る制度。出産前に健康保険で申請書をもらい、産院で記
入してもらったら、出産後に健康保険に申請書を提出しま
す。申請期間は、出産した翌日から2年間。1日でも過ぎる
と受け取れないので注意が必要です。

「出生届」の提出時に、
一緒に手続きできると楽チンよ！
役所に「出生届」を提出するとき、一緒に
助成の手続きができるか（健康保険証の
写しを後日郵送でもいいかなど）事前に
確認しておくといいわよ。

トリ子が答える
あなたの
ギモン

Q. 医療費を助成してもらうときには、
どのようにすればいいの？

A. 病院を受診するときに、健康保険証
と乳幼児医療証を提示すると、医療
費が助成されるわよ。



児童手当

子どもが中学校を卒業するまで受け取れるお金よ。

子どもの将来のために
貯金ができるね！



(所得制限限度額以上となる場合は、特例給付として一律、月額 5,000 円)

児童手当の受け取り



児童手当は、赤ちゃんが産まれた月中に申請すると、翌月分からお金がもらえるの。
出産が月末に近く申請が翌月になった場合でも、15日以内の申請であれば出産日の翌月分からもらえるのよ。
15日経ってからだと、申請日の翌月分からはもらえないので損してしまうこともあるの。
気をつけて。

産後すぐの手続きは大変よ。ぜひ、パパにお願いして！



妊娠中

手続きについて
確認。

自治体のホームページなどで、児童
手当の手続きに必要なものを確認
しておきます。



産後

役所で
手続き。

産まれた月中、ある
いは15日以内に手
続きをします。

「出生届」と一緒に
手続きをすると、
楽チンよ！

手続きの翌月分から
年に3回(2・6・10月)、
前月分までの手当が
まとめて振り込まれます。
例えば6月の支給日なら、2・3・4・5月
分ということになります。

トリ子が答える
あなたの

ギモン

Q. 申請が遅れてしまったら、どうなるの？

A. 申請が遅れると、遅れた月の分の手当を
もらうことはできないの。十分注意してね。

Q. 公務員の手続きは何か違うの？

A. 公務員の場合、手当は勤務先から
支給されるの。だから手続きも勤務
先の総務課・事務課などで行ってね。



2 健康保険や雇用保険に加入して 働く女性がもらえるお金

続いては、勤務先で健康保険や雇用保険に
加入している人が、産休や育休の間にももらえるお金。
条件を満たしていないともらえないこともあるので、よく確認してね。

出産
手当金

〔健康保険から
もらえる〕



P.7

育児休業
給付金

〔雇用保険から
もらえる〕



P.8





健康保険から
もらえるお金。

出産手当金

出産で会社をお休みしている間の生活をサポートしてくれるお金よ。

この期間中に
産休をとった日数分、
お金が受け取れるのね。



出産(予定日)以前
42日
(6週間前)

出産

出産後
56日
(8週間後)



出産日が遅
れた場合は、
その日数分
がプラスさ
れるのよ。

日給の3分の2×産休をとった日数分

*双子以上は98日前から支給されます。

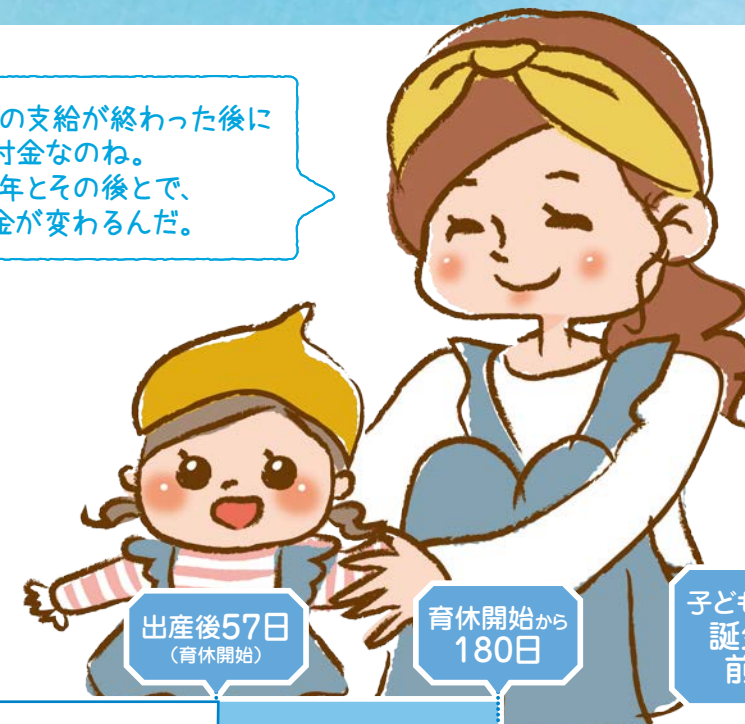


雇用保険から
もらえるお金。

育児休業給付金

育児で会社をお休みしている間の生活をサポートしてくれるお金よ。

出産手当金の支給が終わった後に
もらえる給付金なのね。
はじめの半年とその後とで、
もらえるお金が変わるんだ。



保育所に入所できな
いなどの理由で1歳以
降も育児休業を取得す
る場合、1歳6ヶ月まで
延長されるの。



1歳6ヶ月以降も
入所できない
などの理由で
さらに育児休業
を取得する場
合には、最長2歳
まで再延長さ
れるのよ。

出産後57日
(育児開始)

育児開始から
180日

子どもの1歳の
誕生日の
前々日

56日以前は
「出産手当金」が
もらえます。

月給の
67%

月給の
50%

出産手当金の申請



出産手当金の申請には、「健康保険出産手当金支給申請書」という書類が必要で、ほとんどの場合勤務先が手続きしてくれるわ。
これは、病院にも記入してもらう箇所があるの。こんなふうには手続きするとスムーズよ。



産休前

申請書を
入手。
勤務先で受給資格
を確認。申請書類を
もらい、必要事項を
記入しておきます。



入院中

病院に記入を
依頼。
出産する医療機
関で、申請書に
ある出産の証明
欄への記入をお
願います。



勤務先指定日までに

勤務先に
書類を提出。
勤務先に必要事項の記入
と、健康保険への提出をお願い
します。

出産手当金はもらえる
までに時間がかかるの！
注意してね。

一般的に勤務先は産
休後に支給申請して
くれます。
その後3週間ほどで
振り込まれます。

育児休業給付金の手続き



育児休業給付金は、通常は勤務先で手続きしてもらえるわ。
産休前に、担当者と育児休業の期間や手続き方法についてきちんと話をしておくといいいんじゃないかしら。



産休前

勤務先で確認。

勤務先で受給資格を確認。
育児休業の予定を伝え、今
後の手続きを確認します。



産後

勤務先に
書類を提出。
勤務先に指定された日まで
に、母子手帳や受取口座の
コピーを提出します。



育児中

2ヶ月ごと
に手続き。
2ヶ月に一度支給され
ます。

自分で申請することになった場合、わからないことがあれば、勤務先や勤務先を管轄するハローワークに問い合わせるといいわよ。

トリ子が答える
あなたの
ギモン

Q. 産休中に会社から給料を
もらっていても、もらえるの？

A. 「出産手当金」よりも少なければもらえる
わよ。ただし、「出産手当金」から給料を
引いた差額分の支給となるの。

Q. 国民健康保険でも
もらえるのかな？

A. 自営業や非正規社員など
で国民健康保険に加入し
ている人は、残念ながら対
象外なの。

Q. 出産前に退職したら
もらえないの？

A. 退職日までに継続して1年以
上健康保険に加入して勤務
していれば、条件を満たせば
もらえる場合があるわ。勤務
先へ相談してね。

トリ子が答える
あなたの
ギモン

Q. 育児休業給付金をもらえない場合ってあるの？

A. 育児中に給料が8割以上出る人はもらえないわ。
育児をとらない人、復職予定がない人ももらえないの。気をつけてね。
この他、次の条件を満たしている必要があるわ。念のため確認してみてね。

●育児を開始する前の2年間に、11日以上(または80時間以上)働いた月が12ヶ月以上あること。
どうしたら？ 条件を満たせば、雇用保険に加入している契約社員やパート、アルバイトにももらえる可能性があるわ。
勤務先に聞いてみて！



子どもを産むともらえるお金を、ざっくり一覧にまとめるとこんな感じよ。

	出産(予定日)以前 42日	出産	出産後 56日	出産後 57日 (育児開始)	育児開始 から 180日	子ども 1歳	子ども 3歳	子ども 15歳 (中学3年生)
みんながもらえるお金(制度)	出産育児一時金 ▷P.3 参照	1人につき42万円						
	乳幼児の医療費助成 ▷P.4 参照	住んでいる自治体によって、医療費助成の内容が異なります						
	児童手当 ▷P.5 参照	3歳未満は月額1万5,000円。3歳から中学校卒業までは1万円 第3子以降は、小学校卒業まで1万5,000円						
健康保険や雇用保険に加入して働く女性がもらえるお金	出産手当金 ▷P.7 参照	日給の3分の2×産休をとった日数分						
	育児休業給付金 ▷P.8 参照			月給の67%	月給の50%	1歳6ヶ月 延長	2歳 再延長	



子どもが産まれたら、パパにお願いしたい手続きリスト

出生届、児童手当、乳幼児医療費助成の手続きを同時に行うと、役所に行くのが一度で済むから楽チンよ！
乳幼児医療費助成は、健康保険証が手元に届いていなくても手続きをしてくれる場合もある(後日郵送でもよいなど)ので、確認してみて。

出産



☑ 出生届

出産日を含め14日以内に提出します。

提出先
●役所

☑ 児童手当 ▷P.5 参照

「出生届」の提出と一緒に手続きをします。

提出先
●役所
●公務員の方は勤務先

☑ 健康保険の加入

医療費助成の手続きに子どもの健康保険証が必要なため、出生後できるだけ早く手続きをします。

提出先
●社会保険の方は勤務先
●国民健康保険の方は「出生届」と同時に手続きを

☑ 乳幼児医療費助成 ▷P.4 参照

子どもの健康保険証を持参して、手続きをします。

提出先
●役所

トリ子が答える
あなたの

ギモン



Q. 妊婦のときにももらえるお金とかサポートってあるのかな？

A. 「妊婦健診費の助成制度」という制度があるわよ！

妊婦健診の費用は全額自己負担となるため、高額なもの。この負担を軽くしてくれるのが「妊婦健診費の助成制度」。母子健康手帳をもらう際、一緒に受け取る受診票を妊婦健診で使うと、費用の一部が助成されるのよ。
妊婦健診を受けるときには、この受診票を忘れずに持って行ってね。